

長野県環境審議会湖沼類型指定見直し専門委員会設置要綱

(委員会の構成)

第1条 湖沼類型指定見直し専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、長野県環境基本条例（平成8年長野県条例第13号）第29条第3項の規定により任命された専門委員（以下「委員」という。）で構成する。

(任務)

第2条 専門委員会は、湖沼に係る環境基準の類型の指定の見直しに関し、必要な調査及び検討を行うものとする。

(委員長)

第3条 専門委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 専門委員会は、長野県環境審議会会長に対し、書面をもって調査及び検討の結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、長野県環境部水大気環境課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。